

應劭『風俗通義』過譽篇訳注稿（上）

道家春代

本稿は、後漢應劭『風俗通義』第四過譽篇の訳注である。（下）は『名古屋女子大学紀要』第五十六号、人文・社会編（二〇一〇年三月）に掲載する。

目次

- 0 (序)
- 1 (長沙太守汝南鄧暉君章)
 - 2 (司空潁川韓稜)
 - 3 (太原周黨泊況)
 - 4 (汝南陳茂君因)
 - 5 (度遼將軍安定皇甫規威明)

〔以下（下）〕

本文には原則として呉樹平『風俗通義校釋』（天津人民出版社、一九八〇年）を用い、香港中文大學中國文化研究所『風俗通義逐字索引』（香港・商務印書館、一九九六年）、王利器『風俗通義校注』（中華書局、一九八一年）、趙泓『風俗通義全訳』（貴州人民出版社、一九九八年）、及び季嘉玲「風俗通義校注」（『臺灣師範大學研究所集刊』第二十一號、一九七七年）を参照した。残念ながら朱季海『風俗通義校箋』（學術書林、一九九六年）、は入手できず、見ることができなかった。

0 (序)

孔子稱「大哉、中庸之爲徳、其至矣乎（一）」又曰

「君子之道、忠恕而已(2)。」至於許以爲直(3)、隱以爲義、枉以爲厚、僞以爲名、此衆人之所致譽、而明主之所必討。蓋觀過知仁(4)、謂中心篤誠而無妨於化者、故覆其違理曰過譽也。

〔注〕

(1) 『論語』雍也「子曰中庸之爲徳也、其至矣乎。民鮮久矣。」

(2) 『論語』里仁「子曰參乎、吾道一以貫之。曾子曰唯。子曰。門人問曰何謂也。曾子曰夫子之道、忠恕而已矣。」

(3) 『論語』陽貨「子貢曰君子亦有惡者乎。子曰有惡。惡稱人之惡者、惡居下流而訕上者、惡勇而無禮者、惡果敢而窒者。曰賜也、亦有惡乎。惡微以爲知者、惡不孫以爲勇者、惡託以爲直者。」何晏集解「包曰訕謂攻發人之陰私。」

(4) 里仁「子曰人之過也、各於其黨、觀過斯知仁矣。」

〔訳〕

孔子は「偉大なことだ。中庸は徳の中でも至上のものだ。」と称えた。又(曾参は)「君子(である先生の)道は、ただ忠(まごころ)と恕(思いやり)あるのみである」と言う。人の秘密を暴いて正直とする、人の過ちを隠してそれを義とする、規則を曲げて人の為にはかつ

てそれを厚德とする、自分の行いを飾り立てて名望を得る、などの行為に至っては、衆人の賞賛をえたとしても、聡明な君主はごまかされない。そもそも孔子が「人の犯した過ちを見れば、その人の仁がわかる。」と言ったのは、過ちを犯した人の篤誠の心が徳化を妨げない範囲に限ってのことである。そこで(世間で誉められていても)道理に外れた行いを審理して「過誉」(過つた名誉)と名付ける。

1 (長沙太守汝南鄧暉君章)

長沙太守汝南鄧暉字君章(1)、少時爲郡功曹(2)。郡

俗冬饗、百里内縣皆齎牛酒到府宴飲。時太守司徒歐陽歛

(3) 臨饗禮訖、教曰「西部督郵(4)繇延、天資忠貞、

稟性公方、典部折衝(5)、摧破姦雄、不嚴而治。書曰『安

民則惠、黎民懷之(6)』。蓋舉善以教、則不能者勸(7)。

今與諸儒共論延功、顯之于朝(8)。」主簿(9)讀教、戶

吏(10)引延受賜。暉前跪曰「司正舉旣(11)、以君之罪、

告謝于天。明府有言而誤、不可覆掩。按延資性貪邪、外

方内圓、朋黨構姦、罔上害民、所在荒亂、虛(12)而不治、怨慝並作、百姓苦之。而明府以惡爲善、股肱(13)莫爭。

此既無君、又復無臣。君臣俱喪、孰與偏有(14)。君雖傾危、臣子扶持、不至於亡、憚敢再拜奉觥。」歛甚慙。

謹按、禮、諫有五、風爲上、狷爲下(15)。故入則造膝、出則詭辭(16)、善則稱君、過則稱己(17)。暴諫露言、罪之大者。而歛於饗中用延爲吏、以紫亂朱(18)、大妨王命。造次顛沛(19)、不及諷諭、雖舉觥彊歛可行也。今憚久見授任、職在昭德塞違(20)、爲官擇人(21)、知延貪邪、罔上害民、所在荒亂、怨慝並作、此爲惡積愆、非一旦一夕之漸也(22)。孔子以匹夫、朋徒無幾、習射矍相之圃、三哲而去者過半(23)。汝南、中土大郡、方城四十(24)、養老復敬、化之至(25)。延姦疊彰著、無與比崇。臧文仲有言「見無禮於君者、若鷹鷂之逐鳥雀(26)、農夫之務去草也(27)」。何敢宿留。不即彈黜姦佞、而須於萬人之中乃暴引之、是爲陷君。君子不臨深以爲高、不因少以爲多(28)、況創病君父以爲己功者哉。而論者苟眩虛聲、以爲美談。汝南、楚之界也、其俗急疾有氣決(29)。然自君章之後、轉相放式、好干上怵伎(30)、以采名譽、末流論起

於愛憎、而政在陪隸也(31)。

〔注〕

(1) 『後漢書』申屠剛鮑永鄧曄列傳、『東觀漢記』鄧曄傳、『後漢紀』光武帝紀建武十九年に、このことが見える。天文曆數に明らかだった鄧曄は、天象を覲て王莽に退位を勧める上書をして怒りを買ひ、蒼梧に逃れる。漢復興のために軍功を建てるも、これによつて位を取ることを恥じて辞退し、建武七年郷里に帰る。父を殺害された臨終の友人の爲に復讐をして自首するも、寛大に処置をしようとする県令に下獄を拒まれて去る。その後歐陽歛に請われて郡功曹となる。鄧曄の意見により歛は一度は繇延を退けたが、後に再び延を召し出したため、曄は郡を去った。その後郡の孝廉に上げられ、太子に講授し、長沙太守となった。

(2) 『後漢書』百官志五「(郡)皆置諸曹掾史。本注曰諸曹略如公府曹、無東西曹。有功曹史、主選署功勞。有五官掾、署功曹及諸曹事。其監屬縣、有五部督郵、曹掾一人。」功曹は郡吏の任免、賞罰を掌握した。安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』(齊魯書社、二〇〇七年第二版)第二編第二章第四節郡屬吏一「功曹、五官掾、督郵」の項参照。

(3) 『後漢書』儒林列傳上「歐陽歛字正思、樂安千乘人也。：

世祖即位、始爲河南尹、封被陽侯。建武五年、坐事免官。

明年、拜楊州牧、遷汝南太守。推用賢俊、政稱異迹。九年、

更封夜侯。歛在郡、教授數百人、視事九歲、徵爲大司徒。」

しかし汝南郡で罪數千万が隠蔽されていたのが発覚したこ
とで罪に問われ下獄した。歛を慕う諸生數千人が京師にあ
つまり赦免を願ったが、獄中で死んだ。

(4) 注(2)参照。

(5) 『呂氏春秋』恃君覽召類「孔子聞之曰夫脩之於廟堂之上、

而折衝乎千里之外者、其司城子罕之謂乎。」高誘注「衝車、
所以衝突敵之車、能陷破之也。有道之國、不可攻伐、使欲
攻己者、折還其衝車於千里之外、不敢來也。」

(6) 『尚書』皋陶謨「禹曰：知人則哲、能官人、安民則惠、黎
民懷之。」

(7) 『論語』爲政「季康子問、使民敬忠以勸、如之何。子曰臨
之以莊則敬、孝慈則忠、舉善而教不能則勸。」

(8) 吳樹平、王利器ともに「朝」は郡守の府を指すという。

(9) 安・熊前掲書は、「郡屬吏二門下親近屬吏」の第一に「主
簿」を挙げ、太守の左右にあつて、「股肱近臣」とよばれ

ることもあつたと指摘している。功曹の職務が具体的に決
まっていたのに対し、主簿の職務は固定しておらず、「拾
遺補闕」に当たつたという。

(10) 『後漢書』鄧曄傳は戸曹に作る。戸曹は民戸を主として、
兼ねて獄訟・礼俗・祠祀を担当した。安・熊前掲書「郡屬
吏三列曹(一)戸曹」参照。

(11) 『後漢書』鄧曄傳李注「司正、主禮儀者。觥、罰爵也、以
角爲之。詩小雅曰兕觥其觶、旨酒思柔。」王利器は「國語」
晉語注「司正、正賓主之禮者、其職無常官、飲酒則設之。」
等を引く。鄧曄が司正の役にあつていたか、或いは自分
が司正の役となる、という意図か。小雅桑扈鄭箋「兕觥、
罰爵也。古之王者與羣臣燕飲、上下無失禮者、其罰爵徒觶
然陳設而已。」

(12) 『後漢紀』「虚」を「虐」に作る。『後漢書』にはこの句無
し。

(13) 主簿を指すか。注(9)参照。

(14) 『後漢紀』「執舉有罪」に作る。『後漢書』鄧曄傳にはこの
句無し。

(15) 『後漢書』杜欒劉李劉謝列傳「(李雲傳)論曰禮有五諫、諷

爲上。」李注「五諫謂諷諫、順諫、闕諫、指諫、陷諫也。」

諷諫者、知患禍之萌而諷告也。：見大戴禮。『白虎通義』

諫爭論五諫「人懷五常、故知諫有五。其一曰諷諫、二曰順

諫、三曰闕諫、四曰指諫、五曰陷諫。諷諫者、智也。知禍

患之萌、深睹其事、未彰而諷告焉。此智之性也。：事君、

進思盡忠、退思補過、去而不訕、諫而不露。故曲禮曰爲人

臣、不顯諫。『說苑』正諫「諫有五、一曰正諫、二曰降諫、

三曰忠諫、四曰讜諫、五曰諷諫。孔子曰吾其從諷諫矣乎。」

(16) 『穀梁傳』文公六年「故士造辟而言、詭辭而出。」范注「辟、

君也。詭辭而出、不以實告人。」蔡邕「司空臨晉侯楊公碑」

「及其所以匡輔本朝、忠言嘉謀、造膝危辭、當事而行。」

(17) 『穀梁傳』襄公十九年「君不尸小事、臣不專大名。善則稱

君、過則稱己、則民作讓矣。』『禮記』坊記「子云善則稱君、

過則稱己、則民作忠。」

(18) 『論語』陽貨「子曰惡紫之奪朱也、惡鄭聲之亂雅樂也。」

(19) 『論語』里仁「君子去仁、惡乎成名。君子無終食之間違仁。

造次必於是、顛沛必於是。」

(20) 『左傳』桓公二年「臧哀伯諫曰君人者將昭德塞違、以臨照

百官、猶懼或失之。」

(21) 注(2)參照。

(22) 『易』坤文言「積善之家、必餘慶、積不善之家、必餘

殃。臣弑其君、子弑其父、非一朝一夕之故、其所由來者漸

矣。」

(23) 『禮記』射義「孔子射於矍相之圃、蓋觀者如堵牆。射至於

司馬、使子路執弓矢出延射、曰貴軍之將、亡國之大夫、與

爲人後者、不入、其餘皆入。蓋去者半、入者半。又使公罔

之裘序點揚擘而語。公罔之裘揚擘而語曰幼壯孝弟、耆耄好

禮、不從流俗、脩身以俟死者不、在此位也。蓋去者半、處

者半。序點又揚擘而語曰好學不倦、好禮不變、旃期稱道不

亂者不、在此位也。蓋○有存者。」○は尸の中に勤、「僅」

に通じる。

(24) 『漢書』地理志上「汝南郡、戶四十六萬一千五百八十七、

口二百五十九萬六千一百四十八、縣三十七。』『後漢書』郡

國志二「汝南郡、三十七城、戶四十萬四千四百四十八、口

二百一十萬七百八十八。』『後漢書』楊李翟應霍爰徐列傳「應

奉字世叔、汝南南頓人也。：爲郡決曹史、行部四十二縣、

錄囚徒數百千人。」應奉は應劭の父。

(25) 『逐字索隱』は、「之」の後に脱字有りと疑い、「至」を後

文に続ける。

(26) 『左傳』文公十八年「季文子使大史克對曰、先大夫臧文仲

教行父事君之禮、行父奉以周旋、弗敢失隊。曰見有禮於其君者、事之如孝子之養父母也。見無禮於其君者、誅之如鷹鵠之逐鳥雀也。」

(27) 臧文仲の語ではなく、周任の語。『左傳』隱公六年「周

任有言、曰爲國家者、見惡如農夫之務去草焉、芟夷蕪崇之絕其本根、勿使能殖、則善者信矣。」

(28) 『禮記』儒行「不臨深而爲高、不加少而爲多。」鄭注「不臨深而爲高、臨衆不以己位尊自振貴也。不加少而爲多、謀事不以己小勝自矜大也。」

(29) 『史記』貨殖列傳「夫自淮北沛・陳・汝南・南郡、此西楚也。其俗剽輕、易發怒、地薄、寡於積聚。」『漢書』地理志下「沛楚之失、急疾顛己、地薄民貧。汝南之別、皆急疾有氣勢。」師古曰「顛與專同。急疾顛己、言性褊狹而自用。」

(30) 『漢書』食貨志下「賈誼諫曰：善人怵而爲陷姦邪。」李奇曰「怵、誘也、動心於姦邪也。」師古曰「怵音先律反、又音黜。」『淮南子』齊俗訓「今世之爲禮者、恭敬而伎。」高誘注「伎、害也。」

(31) 「陪隸」、吳樹平は「陪臺」即ち奴隸という。『左傳』昭公

七年「天有十日、人有十等。下所以事上、上所以共神也。」

故王臣公、公臣大夫、大夫臣士、士臣阜、阜臣輿、輿臣隸、隸臣僚、僚臣僕、僕臣臺。逃而舍之、是無陪臺也。」

〔訳〕

長沙太守、汝南の郅惲字君章は、若い頃汝南郡の功曹となつた。郡の習俗では冬に饗宴を開き、郡府から百里以内の県は皆牛・酒を携えて郡府にやつてきて宴飲することになつてゐた。当時の太守で後に司徒となつた歐陽歙は饗宴開始の礼を終えて、教令を發布した。「西部督郵の繇延は、天から忠貞の徳を授かり、稟性は公正方直、部下を統率して敵に当たり、姦雄を撃破し、所管の地は刑法を厳しく取らずとも治まつてゐる。『尚書』皋陶謨に禹の『民を安んじて恵あれば、民草はこれに心を寄せる』という言葉載せてゐる。(孔子が云われたように)善人を手本として取り立てて教えれば、善を行えない者に善を勧めることができる。今諸先生とともに繇延の功績を論じて、郡府に顕彰する。」主簿が教令を読み上げ、戸曹吏が繇延を導いて褒美を授けようとした。郅惲が前

に進み出て跪いて云った、「私が饗宴の司正として觥（罰爵）を挙げ、わが君の罪を天に告げ謝罪します。殿の発せられたお言葉に誤りがあることを覆い隠すことはできません。私が調査しましたところ、繇延の資性は貪婪邪悪で、外面は方直ですが内実は柔弱、党派を組んで悪行を為し、上を無みして民を害ない、所管地は荒れすさんでおり、任務は行われず治まっております。怨声や悪事が相次いで起こり、民草は苦しんでおります。しかるに殿は悪人を善人とし、股肱の吏はそれに異議を唱えません。これでは君がいけない上にまた臣もいけないことになってしまいます。君臣ともに失われては、一体誰が存在できましよう。君が倒れそうになっても、臣と子が支えれば、亡ぶには至りません。ですから私が敢えて再び觥（罰爵）を奉ります。」歐陽欽はひどく慚じいった。

謹んで考究いたします。礼の書に諫には五つの方法があり、諷諫を上とし、直諫を下としている。故に臣は君の膝元までつめて密かに諫め、外へ出たら話の内容を人には言わない。善事は君の為したこととして称え、過ちは自分の責任とする。君への諫言を暴露するのは大きな

罪である。さて歐陽欽は饗宴中に繇延の仕事ぶりを称えて、紫色が朱色に取って代わるように悪を善に代え、王命の実現を妨げようとしている。主君が今にも転びそうに諷諭している余裕の無いときなら、觥（罰爵）を挙げて歐陽欽に強いたとしても仕方あるまい。しかしこの時郵憚はすでに久しく功曹の任を授けられていた。その職務は太守の徳を明らかにし間違いを防ぎ、郡吏を選ぶことにある。「繇延の貪婪邪悪、上を無みして民を害ない、所管地は荒れすさび、怨声や悪事が相次いで起こっている」ことは知っていたはずだ。これらの悪は積み重ねたものであり、一朝一夕にできあがるものではない。孔子は匹夫の身で、門徒はそれほどいかなかったとはいえ、嬰相の圃で射礼を行った時、三つの条件に合うものみに立ち会わせたところ、過半が立ち去った。（悪を除くことはこのように簡単なのだ。）汝南は中国の大郡であり、県城四十を有し、老人を敬い養い、教化はゆきわたっている。繇延の悪行が際だって顕著で、並ぶ者が無いというのなら、なぜ敢えてそのままにしておいたのか。臧文仲が「君に礼無き者を見たら、鷹や隼が雀を追うよ

うに、農夫が雑草を抜くのを務めとするようにせよ」と言っているではないか。すぐさま姦佞を弾劾して退けることをせず、万人の中にひきだして暴く、これは君を陥れる行為である。君子は地位の低い衆人に対して偉ぶらず、自分の功が少ないのに多めにいうことはしない。ましてや君や父の欠点を創って己の功になどしようか。しかし世の論者は虚声に幻惑されて美談としている。汝南はもともと楚の土地で、その気風は偏狭で氣勢が強かった。そして郵惲の後は次から次へと彼に倣い、好んで上の者に反対しそしり、それによって名譽をとり、末節の論が愛憎に発し、政治が卑臣の手に落ちることとなった。

2 (司空潁川韓稜)

司空潁川韓稜(1)、少時爲郡主簿(2)。太守葛興(3)被風病、恍忽誤亂、稜陰扶輔其政、出入二年、署置教令、無愆失。興子嘗出教欲轉徒吏、稜執不聽、由是發露被考、興免官、稜坐禁固。章帝即位、一切原除也(4)。

謹按、易稱「守位以仁(5)」。尚書「無曠庶官(6)」。

詩云「彼君子不素飡兮(7)」。論語「陳力就列、不能者止(8)」。漢典吏病百日應免(9)、所以卹民急病、懲俗逋慝(10)也。今興官尊任重、經略千里(11)、當聽訟待祠、班詔勸課(12)、早朝旰食(13)、夕惕若厲(14)、不以榮祿爲樂、而以黔首爲憂。位過招殃、靈督其覺、風疾恍惚、有加無瘳。稜統機括(15)、知其虛實、當聽上病、以禮選引、何有上欺天子、中誣方伯(16)、下誑吏民。扶輔耄亂、政自己出、雖幸無闕、罪已不容於誅矣。爲人謀而不忠(17)、愛人而以姑息(18)、凡人不可、況於君子乎。上令興負貪味之罪、子被署用之愆、章問洵赫(19)、父子湮沒。執事如此、謂禮義何。稜宜禁固終身、中原非是。

〔注〕

(1) 韓稜字伯師は潁川郡舞陽県の人、韓王信の末裔。『後漢書』袁張韓周列傳、『後漢紀』孝和皇帝紀永元十四年にこのことを載せる。『後漢書』は彼を許したのは顯宗明帝とし、『後漢紀』は明帝とも章帝とも記さない。稜はこれによって評価され、徵辟されて尚書令となる。和帝の時、外戚竇氏の權勢を恐れず批判した。南陽太守、太僕を経て、永元九(九七)年司空となり、翌年(『後漢紀』は永元十

(4年) 死去。『後漢書』は「稜」を「棱」に作る。

(2) 『後漢書』『後漢紀』とも主簿ではなく功曹とする。1 (長

沙太守汝南鄧暉君章) 注(2)(9) 参照。

(3) 『後漢書』に伝無し。

(4) 『後漢書』韓棱傳「興子嘗發教欲署吏、棱拒執不從、因令

怨者章之。事下案驗、吏以棱掩蔽與病、專典郡職、遂致禁

錮。顯宗知其忠、後詔特原之。」

(5) 『易』繫辭下「天地之大德曰生、聖人之大寶曰位。何以守

位曰仁、何以聚人曰財。」

(6) 『尚書』皋陶謨「無曠庶官、天工人其代之。」孔傳「曠、

空也。位非其人爲空官。言人代天理官、不可以天官私非其

才。」

(7) 『詩經』魏風伐檀「彼君子兮、不素餐兮。」毛傳「素、空

也。」

(8) 『論語』季氏「孔子曰求、周任有言、曰陳力就列、不能者

止。」

(9) 『史記』高祖本紀「高祖爲亭長時、常告歸之田。」集解引

孟康曰「古者名吏休假曰告。告又音響。漢律、吏二千石有

予告・賜告。予告者、在官有功最、法所當得者也。賜告者、

病滿三月當免、天子優賜、復其告、使得帶印紱、將官屬、
歸家治疾也。」

(10) 吳樹平は「遁、逃避。惡、邪惡」という。『漢語大詞典』

は「遁惡」を「怠惰邪惡」とする。後者を取る。

(11) 『潛夫論』三式「今之守相、制地千里、威權勢力、盛於列

侯、材明德義、未必過古、而所治逾百里、此以所治多荒亂

也。」

(12) 『後漢書』百官志五「本注曰凡郡國皆掌治民、進賢勸功、

決訟檢姦。常以春行所主縣、勸民農桑、振救乏絕。秋冬遣

無害吏案訊諸囚、平其罪法、論課殿最。」

(13) 『左傳』昭公二十年「伍尚歸、奢聞員不來、曰楚君大夫其

肝食乎。」杜注「將有貞憂、不得早食。」

(14) 『易』乾「九三、君子終日乾乾、夕惕若厲、無咎。」

(15) 『尚書』太甲上「若虞機張、往省括于度、則釋。」孔傳「機、

弩牙也。虞、度也。度機、機有度。以準望言修德、夙夜思

之、明且行之、如射先省矢括于度、釋則中。」

(16) 『漢書』何武王嘉師丹傳「(何) 武曰刺史古之方伯、上所

委任、一州表率也、職在進善退惡。」

(17) 『論語』學而「曾子曰吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎、與

朋友交而不信乎、傳不習乎。」

(18) 『禮記』檀弓上「曾子曰爾之愛我也不如彼。君子之愛人也以德、細人之愛人也以姑息。」鄭注「息、猶安也。言苟容取安也。」

(19) 『後漢書』韓稜傳に「因令怨者章之」とある。注(4)参照。
〔訳〕

司空、潁川の韓稜は、若い頃潁川郡の主簿となった。太守の葛興が風病にかかり、頭がぼんやりとし昏乱したので、韓稜が陰で政務を扶助し、二年ほどの間、郡吏の任免や教令の発布をして過失は無かった。葛興の子がある時自分で教令を出して郡吏を転任させようとしたが、韓稜は政務を掌握して聞き入れなかった。(葛興の子が人を使って朝廷に告発させたので)韓稜が政務を執っていたことが明るみに出て裁かれ、葛興は免官になり、韓稜は禁錮に処せられた。章帝が即位すると、許されてすべての処分が取り消された。

謹んで考究いたします。『易』に「仁によつて位を守る」といい、『尚書』に「諸官位を空位にしてはいけない」、『詩経』に「彼の君子は仕事もしないでむだに禄

を食むことをしない」といい、『論語』に孔子が(周任の言葉を引いて)「自分の力をつくして官位に列なり、もし能力が足りないときは退く」と言っている。漢の規則では吏が病氣になって百日任務に就けないときは免官されるが、それは(すぐに免官しないで百日猶予すること)で、民が急病にかかることをあわれみ、(仕事をしない官吏を免官すること)で、風俗が怠惰邪悪になることを懲らしめるためである。今葛興の官位は尊くその任務は重く、一郡千里四方の地を管轄する。訴訟を裁定し土地の祭祀に陪席し、天子の詔を宣布し、民に農耕を奨励し、郡吏の考課をし、早朝から働いて食事を取る暇もなく、夕暮れになつても民のことで頭をなやまし、榮譽や禄を楽しまず、民草の暮らしを憂える、これが太守というものである。ところが葛興は太守の位にふさわしくないためにわざわざいを招き、神靈がその過ちを懲らしめたので、風病にかかつて昏乱し回復できなくなつてしまつたのだらう。韓稜は主簿として郡政の主要部分を統括し、その実態を知つていたのだから、朝廷や州に葛興の病を報告すべきで(朝廷は)礼の決まりに従つて新たに太守を選

任せねばならなかった。あろうことに上は天子を欺き、中は州刺史をごまかし、下は吏民を誑かすとは。昏乱の上司をかばって、自分で政務を執つたことは、幸いに失敗はなかったとしても、その罪は誅殺されても仕方がない。人のために働いて真心をつくさず、人を大切にするのにその場のしぎをするなどという行為は、普通の人でもすべきではないし、まして君子のすることではない。

(韓稜が葛興をかばったために) 朝廷は葛興に貪味の罪を負わせ、葛興の子は郡吏の任用の過失の罪を負い、告発されて朝廷での厳しい審問にあり、父子とも官界から葬り去られた。官吏としてこのような行為は、礼の義ですべきであつて、途中で許されたのは正しくない。

3 (太原周黨伯況)

太原周黨伯況(1)、少爲郷佐(2)發黨過於人中辱之(3)。黨學春秋長安、聞報讎之義(4)。輟講下辭歸報讎。到與郷佐相聞、到鬪日。郷佐多從正往(5)、使郷佐先拔

刀、然後相擊。佐欲直令正擊之、黨被創困乏。佐服其義勇、復與(6)養之、數日蘇興、乃知非其家、即徑歸、其立勇果乃至於是。

謹按、孝經「身體髮膚、受之父母、不敢毀傷、孝之始也(7)」。樂正子春下堂而傷足、三月不出、既瘳矣、猶有憂色(8)。身無擇行、口無擇言(9)、脩身慎行、恐辱先也(10)。而伯況被發、則得就業、郷佐雖云凶暴、何縁侵己。今見辱者、必有以招之、身自取焉、何尤於人。親不可辱、在我何傷。凡報讎者、謂爲父兄耳(11)、豈以一朝之忿而肆其狂怒者哉。既遠春秋之義、殆令先祖不復血色(12)、不孝不智、而兩有之。歸其義勇(13)、其義何居。

〔注〕

(1) 『後漢書』逸民列傳に周黨傳があり、このことを載せる。

王莽の時病にかこつけて門を閉ざし、建武中に再三徴されるも辞退し、澠池に隠居した。『東觀漢記』にも記述有り。

(2) 『漢書』百官公卿表上「大率十里一亭、亭有長。十亭一郷、郷有三老、有秩、嗇夫、游徼。」『後漢書』百官志五「郷置有秩、三老、游徼。…其郷小者、縣置嗇夫一人。…又有郷佐、屬郷、主民收賦稅。」

(3) 『太平御覽』四九六引く『東觀漢記』には「郷佐發黨脩道、於人中辱之」とあり、又同四八一引く『東觀漢記』は「郷佐嘗衆中辱黨父」とする。

(4) 『後漢書』周黨傳李注『公羊傳』を引く。『春秋』莊公四年「夏：紀侯大去其國。」「公羊傳」「大去者何、滅也。孰滅之、齊滅之。曷爲不言齊滅之、爲襄公諱也。春秋爲賢者諱。何賢乎襄公、復讎也。何讎爾、遠祖也。：遠祖者幾世乎、九世矣。九世猶可以復讎乎、雖百世可也。」

(5) 『後漢書』周黨傳にこの句無し。『太平御覽』四九六は「郷佐多從兵往」とする。吳樹平、後の「令正」とともに「正」を「兵」に作るべきという。これに従う。

(6) 『説文』「篋、竹輿也。从竹便聲。」

(7) 『孝經』開宗明義章「身體髮膚、受之父母、不敢毀傷、孝之始也。」

(8) 『禮記』祭義「樂正子春下堂而傷其足、數月不出、猶有憂色。門弟子曰夫子之足瘳矣、數月不出、猶有憂色、何也。」

樂正子春曰善如爾之問也、善如爾之問也。我聞諸曾子、曾子聞諸夫子曰天之所生、地之所養、無人爲大。父母全而生之、子全而歸之、可謂孝矣。不虧其體、不辱其身、可謂全

矣。故君子頃歩而弗敢忘孝也。今予忘孝之道、予是以有憂色也。」

(9) 『孝經』卿大夫章「非先王之法、服不敢服、非先王之法、言不敢道、非先王之德、行不敢行。是故非法不言、非道不行、口無擇言、身無擇行。言滿天下無口過、行滿天下無怨惡、三者備矣、然後能守其宗廟、蓋卿大夫之孝也。」

(10) 『孝經』感應章「故雖天子、必有尊也、言有父也。必有先也、言有兄也。宗廟致敬、不忘親也。脩身慎行、恐辱先也。」

(11) 『禮記』曲禮上「父之讎、弗與共戴天。兄弟之讎、不反兵。交遊之讎、不同國。」

(12) 『漢書』高帝紀下「故粵王亡諸世奉粵祀、秦侵奪其地、使其社稷不得血食。」師古曰「祭者尚血腥、故曰血食也。」

(13) 吳樹平、王利器ともに申屠蟠の奏記中の「昔太原周黨感春秋之義、辭師復讎、當時論者猶高其節」を引く。『後漢紀』孝靈皇帝紀中平五年に見える。

〔訳〕

太原の周党字伯況は、若い頃郷佐に衆人の中で過失を暴かれ侮辱された。周党はその後長安で『春秋』を学び、(百世の末まで讐を討つてよいという)「報讐の義」が

あることを知ると、師の門を辞し帰って讐をうとうとした。郷里に着くと郷佐に会いに行き、決闘の日を約束した。郷佐は部下の兵を引き連れて決闘の場所に行った。周党は郷佐に先に刀を抜かせ、自分は遅れて撃ちかかった。郷佐は部下に迎え撃たせ、周党は重傷を負い意識を失った。郷佐は彼の義勇に感服し、竹製の輿に彼を載せて連れ帰り傷の手当をしてやった。数日して意識を取り戻すと、自分の家でないことに気がつき、即刻家に帰った。周党はこれほどまでに勇猛果敢であった。

謹んで考究いたします。『孝經』に「身体髮肌、すべて父母から授かったものである。これを傷つけないように努めることが、孝の第一歩である」という。〔『禮記』祭義に〕楽正子春は正堂から下りるときに足を傷め、三ヶ月外出を控え、怪我が治つてからもうかない顔をしていた（という話が載せられているが、それは天地に育まれ父母から授かった身体を損なつたからである）。〔『孝經』にいうように〕先王の法に適うよう言動を慎めば、身は行いを、口は言葉を選択する余地はなく、自ずと定まるものであり、身を修め行いを慎むのは、祖先を辱め

るのを恐れるからである。周党の場合、郷佐に過失を暴かれたが、学業に就くことができた。郷佐は凶暴とはいへ、一体どういうわけで自分を貶めたのか。ここで侮辱をうけたのは、必ずや何かこれを招いた原因があるはずで、自ら招きよせておいて、なぜ他人（郷佐）に罪を着せるのか。親には侮辱を受けさせてはいけないが、自分のことなら何の傷を受けようか。そもそも「報讐」というのは父兄の為にするものだ。一時の怒りにまかせてこんな狂暴な振る舞いをしてよいものか。周党の行為は『春秋』の「報讐の義」からかけ離れている上に、危うく命を失って、先祖の祭祀を絶やしてしまいかねない、不孝不智、二つ揃つた行為である。彼の義勇を称える者がいるが、彼の行為にどういふ義があるというのか。

4 (汝南陳茂君因)

汝南陳茂君因(1)爲荊州刺史、時南陽太守(2)灌恂(3)本名清能、茂不入宛城(4)、引軍到城東、爲友人衛修母拜、到州。修(5)先是茂客、仕蒼梧(6)還。到修家、

見修母婦、說修坐事繫獄當死。因詣府門、移辭乞恩、隨輩露首(7)入坊中、容止嚴恪、鬚眉甚偉。太守大驚、不覺自起立、賜巾延請、甚嘉敬之、即焉出修、南陽士大夫謂茂能救解修。茂彈繩不撓、修竟極罪、恂又以它事去。(南陽疾惡殺修、爲之語曰「衛修有事、陳茂活之、衛修無事、陳茂殺之。」)

謹按、春秋、王人之微、處于諸侯之上(8)、坐則專席

(9)、止則專館、朱軒駕駟、威烈赫奕。就恂素爲官速謗

(10)、當便入傳、引見詰問、糾其贓狀、以時列聞(11)。

文王日昃不暇食(12)、周公坐而俟旦(13)、且非爲己私、

皆公也。何有忘百姓塗炭之急(14)、便迺光昭舊交之門乎

(15)。鮑宣(16)州牧行部(17)、多宿下亭(18)、司直舉劾

(19)、以爲輕威損命、坐之刑黜。今茂泯棄天常、進止由

己、孰使毀之、小人譽之(20)、自我爲之、古人病諸、以

爲大譏。茂與修善、由鴟鴞之愛其子、適所以害之者(21)。

〔注〕

(1) 王利器、謝承『後漢書』「汝南陳茂嘗爲交趾別駕。…」(『北

堂書鈔』七三、『藝文類聚』八など)を引き、この人か、

という。後文に「修先是茂客、仕蒼梧選」とあるのにやや

合う。注(6)参照。

(2) 『後漢書』郡國志四荊州刺史部「南陽郡、…宛、本申伯國。」

劉昭注「荊州記曰郡城周三十六里。」

(3) 不詳。

(4) 注(2)参照。

(5) 原「恂」に作るが、『羣書拾補』に従って吳樹平が「修」

に改めるのに従う。

(6) 郡國志五交州刺史部「蒼梧郡、…交趾郡…。」

(7) 『風俗通義』愆禮篇(公車徵士汝南袁夏甫)「唯喪者訟者、

露首草舍。」

(8) 『春秋』僖公八年「春王正月、公會王人・齊侯・宋公・衛

侯・許男・曹伯・陳世子款・鄭世子華、盟于洮。」「公羊傳」

「王人者何、微者也。曷爲序乎諸侯之上、先王命也。」

(9) 『後漢書』李王鄧來列傳「(建武)七年、使使者持璽書即

拜(王)常爲橫野大將軍、位次與諸將絕席。」李注「絕席、

謂尊顯之也。漢官儀曰御史大夫、尚書令、司隸校尉、皆專

席、號三獨坐。」

(10) 『左傳』莊公二十二年「齊侯使敬仲爲卿、辭曰：敢辱高位、

以速官謗。」

(11) 『漢書』司馬遷傳「而爲李陵游說、遂下於理、拳拳之忠、終不能自列。」師古曰「列、陳也。」

(12) 『尚書』無逸「周公曰：自朝至于日中昃、不遑暇食、用咸和萬民。」

(13) 『孟子』離婁章句下「周公思兼三王、以施四事、其有不合者、仰而思之、夜以繼日、幸而得之、坐以待旦。」趙注「坐以待旦、言欲急施之也。」

(14) 『尚書』仲虺之誥「有夏昏德、民墜塗炭。」孔傳「夏桀昏亂、不恤下民、民之危險、若陷泥墜火、無救之者。」

(15) 「門」、『逐字索隱』、王利器は「問」に作るのを是とするが、吳樹平に従つて「門」とする。

(16) 『漢書』王貢兩龔鮑傳「哀帝初、大司空何武除（鮑）宣爲西曹掾、甚敬重焉、薦宣爲諫大夫、遷豫州牧。歲餘、丞相司直郭欽奏、宣學錯煩苛、代二千石署吏聽訟、所察過詔條。行部乘傳去法駕、駕一馬、舍宿鄉亭、爲衆所非。宣坐免。」

(17) 『後漢書』百官志五「建武十八年、復爲刺史、…諸州常以八月巡行所部郡國、錄囚徒、考殿最。」

(18) 「下亭」、「鮑宣傳」は「鄉亭」に作る。注(16)参照。3（太原周黨泊況）注(2)で引いた「百官公卿表上」によると、

亭は郷と里の間の行政組織のように考えられるが、安・熊前掲書は「百官表」の「十亭一郷」は「十里一郷」の誤りであり、亭と郷は同一級の単位であると考証している。

(19) 『漢書』百官公卿表上「武帝元狩五年初置司直、秩比二千石、掌佐丞相舉不法。」

(20) 『淮南子』說山訓「有譽人之力儉者、脊至且、不中員呈、猶譴之、察之、乃其母也。故小人之譽人、反爲損。」高誘注「以此譽人、孰如毀之。故諺曰問誰毀之、小人譽之、此之謂也。」

(21) 『文選』四四陳琳「檄吳將校部曲文」「鶻鳩之鳥、巢於葦菴、菴折子破、下愚之惑也。」李善注「韓詩曰鶻鳩、已取我子、無毀我室。鶻鳩、鶻鳩、鳥名也。鶻鳩所以愛養其子者、適以病之。愛憐養其子者、謂堅固其窠巢。病之者、謂不知託於大樹茂枝、反敷之葦○。風至、○折巢覆、有子則死、有卵則破。是其病也。」（○はくさかんむりの下に周）
『陸氏草木鳥獸蟲魚疏圖解』「鶻鳩、似黃雀而小、其喙尖如錐、取茅莠爲巢。以麻紵之如刺、襍然縣著樹枝、或一房或二房、幽州人謂之鶻鳩。…淵在寬」疏文ハ鶻鳩ヲ鶻鶻トミタル説ナリ。…」

〔訳〕

汝南の陳茂字君因が荊州刺史となつた時、南陽太守は灌恂で、清廉で能力が高いことで知られていた。陳茂は荊州に赴任する途中、まず（荊州所管内の）南陽の郡府がある宛城に入らず、車を引かせて城東にある友人衛修の家に立ち寄り、彼の母に挨拶をして、（その後郡府に行き）荊州に行った。衛修は以前陳茂の客分で、蒼梧郡で仕えてから家に還ることになっていた。衛修の家に到着すると、陳茂は修の母と妻に会い、修がある事件で罪を問われ郡の獄に繋がれており処刑されるだろうと話した。それから郡府の門に到り、太守に温情をいたさうと話すう伝えてもらい、従者をつれ罪人のように無帽の頭で役所の部屋に入り、厳肅な面持ちをし、そのあごひげと眉は非常に立派であつた。太守灌恂は大いに驚き、思わず自分から起立して、頭巾を手渡し中に入るよう請うた。陳茂が立ち寄ってくれたことを喜び敬意を払い、すぐさま獄から衛修を出した。南陽の士大夫は陳茂が衛修を救いだせたことを称えた。しかし陳茂は衛修の罪を厳しく追及し、結局極刑に処し、灌恂も又別件で太守の職を去

らせた。南陽の人士は、陳茂が衛修を殺したことを悪み、「衛修が危機にあつたときは、陳茂は彼を生かし、衛修が危機を脱すると、陳茂が彼を殺した」と語り伝えた。謹んで考究いたします。「春秋』の義では、王の臣下は卑位でも諸侯の上に位置する。座るときは一枚の席を一人で占め、宿は一館を占用する。朱塗りの四頭立ての馬車に乗り、その威風は輝くばかり。（陳茂の刺史という地位はこれに相当する。）灌恂が太守の地位に就いているのがもともとふさわしくなく、官員の誇りを招いているのなら、陳茂は南陽郡に入つたら、すぐに馭の公館に入り、灌恂を引見して取り調べ、その罪状を糾問のうえ、即時に朝廷に報告すべきであつた。文王が朝から日が傾くまで食事をする暇もなく、周公が夜中あれこれ考えて座つたまま夜明けを待つたのは、己の私用の為ではなく、どちら公の為である。陳茂はどうして（能力のない灌恂の統治下の）民草を塗炭の苦しみから解放するという急務を差し置いて、まず旧友衛修の家を訪問したのか。前漢哀帝の時、豫州刺史鮑宣は任務を逸脱し、管轄下の郡を巡行するのに郷亭にしょっちゅう宿り、丞相

司直の弾劾を受け、天子の命を受けた刺史の權威を軽んじ命を損ねた、として罪に問われ免官された。今陳茂はみだりに天の常理を棄て、自分の都合で行動した。誰かが批判するだろうと思つたら、道理をわきまえない小人が（衛修を救出した行動を）誉めた。彼が自分からすすんでやった行為は、古人なら不適切と見なし、大いに譏るだろう。陳茂の衛修に対する厚誼は、ミノサザイが葦の枝に巢をしっかりとつらえて子どもを大切にしているつもりが、葦が風に吹かれて巢がひっくり返り、卵は割れ雛は転落死してしまうのに似ている。

5（度遼將軍安定皇甫規威明）

度遼將軍（1）安定皇甫規威明（2）、連在大位、欲退避弟（3）、數上病、不見聽。會友人上郡（4）太守王昱（5）物故、規素縞到下亭迎喪、發服送之（6）。因令客密告并州刺史胡芳、言規擅遠軍營、赴私違公、當及舉奏。答曰「威明欲得避弟、故作激發。我爲朝廷惜其功用、何能爲此私家計耶。」規後爲中郎將、督并・涼・益三州（7）。

時有黨事、懼見及（8）、因先自上言「臣前薦故太常張煥、才任將帥（9）、是附黨也。又臣論輸左校（10）時、太學生張鳳等上書訟臣（11）、是爲黨人所附也。昔有畏舟之危而自投水者（12）、蓋憂難與處、樂其亟決（13）。」

謹按、詩云「淑人君子、其儀不忒。其儀不忒、正是四國（14）。」傳曰「一心可以事百君、百心不可事一君（15）。」論語「夫子溫良恭儉讓以得之（16）。」立朝忘家、即戎忘身（17）、身且忘之、況於弟乎。方殊俗越溢、大爲邊害、朝廷比辟公（18）旰食（19）、規義在出身折衝（20）弭難、而誅伐已定、當見鎮慰、何有挾功苟念去位。弟實雋德、不患無位（21）、而徒闡茸（22）、何所堪施、彊推轂之（23）、亂儀干度。孝武皇帝爲驃騎將軍霍去病治第舍、勅令視之、曰「匈奴不滅、何以家爲（24）。」去病外戚末屬（25）、一切武夫、尚能抗節洪毅、而規世家純儒（26）、何獨負哉。又以黨事先自勞銜、如有白驗、其於及己、而形兆求不可得、唯是從何憚於病（27）。曰「畏舟之危、自投於水、憂難於處、樂其亟決」、主幸必不坐（28）。太誓有云「民之所欲、天必從之（29）。」「天作孽、猶可違、自作孽、不可逭（30）。」人之所忌、炎自取之（31）。蓋・嚴・楊・擘

(32)、勳著王室、言事過差、皆伏大辟、以隆主威、抑驕侵也。規顧弟、私也。離局、姦也。誘巧、詐也。畏舟、慢也。四罪是矣、殺決可也。

〔注〕

(1) 『漢書』昭帝紀「(元鳳)三(前七八)年、冬、遼東烏桓反、以中郎將范明友爲度遼將軍、將北邊七郡二千騎擊之。」

應劭曰「當度遼水往擊之、故以度遼爲官號。」『後漢書』百官志一「明帝初置度遼將軍、以衛南單于衆新降有二心者、後數有不安、遂爲常守。」劉注「應劭漢官儀曰度遼將軍、

孝武皇帝初用范明友。明帝永平八年、行度遼將軍事。安帝元初元年、置眞。銀印青綬、秩二千石。長史司馬六百石。」

顯宗孝明帝紀「(永平)八年…初置度遼將軍、屯五原曼柏。」郡國志五并州刺史部「五原郡、秦置爲九原、武帝更名。十城。…曼柏…。」

(2) 『後漢書』皇甫張段列傳「皇甫規字威明、安定朝那人也。

祖父稜、度遼將軍。父旗、扶風都尉。」安定は涼州に属する。西羌討伐に功を挙げる。外戚梁氏や宦官に阿らず、再三危機に臨る。熹平三(一七四)年、七十一歳で没。度遼將軍に就いたのは二度。「徵拜度遼將軍、至營數月、上書

薦中郎將張奐以自代。曰…伏見中郎將張奐、才略兼優、宜正元帥、以從衆望。若猶謂愚臣宜充軍事者、願乞冗官、以爲典副。朝廷從之、以奐代爲度遼將軍、規爲使匈奴中郎將。及奐遷大司農、規復代爲度遼將軍。」張奐傳によれば、奐が大司農になったのは延熹九(一六六)年春、規はその時六十三歳。

(3) 『後漢書』皇甫規傳「規爲人多意筭、自以連在大位、欲退身避第。」李注「言欲歸第避仕宦之塗也。」吳樹平、按文に「弟實雋德、不患無位」などとあることから「弟」が是であるとす。王利器も同じ。

(4) 上郡は并州に属する。『後漢書』郡國志五。

(5) 王利器は『後漢書』孝靈帝紀「熹平六年十二月、永安太守王昱下獄死」を引きこの人とするが、規は熹平三年卒なので別人であろう。吳樹平は「史書に伝無し」という。

(6) 以上三句、『後漢書』皇甫規傳は「會友人上郡太守王昱喪還、規縞素越界、到下亭迎之。」「下亭」は4(汝南陳茂君因)注(18)参照。

(7) 『後漢書』皇甫規傳に以上二句無し。皇甫規が中郎將になつたのは二度。最初は延熹四(一六一)年冬で、羌の叛乱

を討伐した。二度目は、度遼將軍を張奐に交代して使匈奴中郎將になった。どちらも免官されようと画策したことの前。注(2)参照。百官志二「光祿勳…五官中郎將一人、

比二千石。…左中郎將、比二千石。…右中郎將、比二千石。

…虎賁中郎將、比二千石。…羽林中郎將、比二千石。…百官志五「使匈奴中郎將一人、比二千石。」

(8) 『後漢書』皇甫規傳「及黨事大起、天下名賢多見染逮、規雖爲名將、素譽不高。自以西州豪傑、恥不得豫、乃先自上言：」となっていて、動機が異なる。

(9) 注(2)参照。

(10) 『史記』黥布列傳「布已論輸麗山。」正義「言布論決受黥竟、麗山作陵也。時會稽郡輸身徒。」『後漢書』百官志四「將作大匠一人、二千石。…掌修作宗廟・路寢・宮室・陵園木土之功、并樹桐梓之類列于道側。丞一人、六百石。左校令一人、六百石。本注曰掌左工徒。丞一人。…」

(11) 『後漢書』皇甫規傳「其年(延熹五年)冬、徵還拜議郎。論功當封。而中常侍徐璜・左悺欲從求貨、數遣賓客就問功狀、規終不答。璜等忿怒、陷以前事、下之於吏。官屬欲賦錢請謝、規誓而不聽、遂以餘寇不絕、坐繫廷尉、論輸左校。」

諸公及太學生張鳳等三百餘人詣闕訟之。會赦、歸家。」
注「漢官儀曰左校署屬將作大匠也。」

(12) 『淮南子』汜論訓「楚人有乘船而遇大風者、波至而自投於水。非不貪生而畏死也、惑於恐死而反忘生也。」

(13) 『後漢書』皇甫規傳に「昔有」以下三句無く、「臣宜坐之。朝廷知而不問、時人以爲規賢」と続ける。

(14) 『詩經』曹風鳴鳩「鳴鳩在桑、其子七兮、淑人君子、其儀一兮、其儀一兮、心如結兮。…鳴鳩在桑、其子在棘、淑人君子、其儀不忒。其儀不忒、正是四國。」毛傳「忒、疑也。正、長也。」鄭箋「執義不疑、則可爲四國之長。言任爲侯伯。」鳴鳩は七羽の雛を公平に育てる。

(15) 『古列女傳』魏芒慈母「詩云、鳴鳩在桑、其子七兮、淑人君子、其儀一兮、其儀一兮、心如結兮。言心之均一也。鳴鳩以一心養七子、君子以一義養萬物。一心可以事百君、百心不可事一君、此之謂也。」『晏子春秋』內篇問下「梁丘據問晏子曰子事三君、君不同心、而子俱順焉。仁人固多心乎。晏子對曰嬰聞之、順愛不憚、可以使百姓。暴強不忠、不可以使一人。一心可以事百君、三心不可事一君。仲尼聞之曰、小子識之、晏子以一心可以事百君者也。」

(16) 『論語』學而「子禽問於子貢曰夫子至於是邦也、必聞其政。

求之與、抑與之與。子貢曰夫子溫良恭儉讓以得之。夫子之求之也、其諸異乎人之求之與。」

(17) 『史記』司馬穰苴列傳「穰苴曰將受命之日則忘其家、臨軍約束則忘其親、援枹鼓之急則忘其身。」

(18) 『詩經』周頌烈文「烈文辟公、錫茲社福。」鄭箋「光文百辟卿士及天下諸侯者、天錫之以此社福也。」

(19) 2 (司空穎川韓稜) 注(13) 參照。

(20) 1 (長沙太守汝南郗暉君章) 注(5) 參照。

(21) 『論語』里仁「子曰不患無位、患所以立。不患莫己知、求爲可知也。」

(22) 賈誼「弔屈原文」「關茸尊顯兮、諛諛得志。」『史記索隱』「關音天臘反、茸音而隴反。案應劭・胡廣云關茸、不才之人。」

(23) 『史記』魏其武安侯列傳「魏其・武安俱好儒術、推轂趙趙結爲御史大夫、王臧爲郎中令。」索隱「案、推轂謂自卑下之、如爲之推車轂也。」

(24) 『史記』衛將軍驃騎列傳「天子爲治第、令驃騎視之、對曰匈奴未滅、無以家爲也。由此上益重愛之。」

(25) 霍去病は武帝衛皇后の姉の子。

(26) 『後漢書』皇甫規傳「冲質之間、梁太后臨朝、規舉賢良方正。對曰：。梁冀忿其刺己、以規爲下第、拜郎中。託疾免歸、州郡承冀旨、幾陷死者再三。遂以詩易教授、門徒三百餘人、積十四年。」

(27) 吳樹平は「從」の下に一字脱字があるとし、「もし党事に無実であれば、政事に従事すればよい。なぜ罪に罹ることを懼れるのか」と解する。王利器は「唯」の下に一字脱字があるとする。『左傳』僖公七年「春齊人伐鄭。孔叔言於鄭伯曰諺有之曰心則不競、何憚於病。」杜注「競、強也、憚、難也。」小倉芳彦訳「張り合う心がなければ、恥を恐れることもない。」

(28) 注(13) 參照。

(29) 『尚書』秦誓上「天矜于民、民之所欲、天必從之。」孔傳「矜、憐也。言天除惡樹善與民同。」

(30) 『尚書』太甲中「天作孽、猶可違、自作孽、不可追。」孔傳「孽、災、道、迷也。言天災可避、自作災不可逃。」

(31) 『左傳』莊公十四年「六月甲子、傅瑕殺鄭子及二子、而納厲公。初內蛇與外蛇鬪於鄭南門中、內蛇死。六年而厲公入。」

公聞之、問於申繻曰猶有妖乎。對曰人之所忌、其氣餘以取之。妖由人興也。人無讎焉、妖不自作。人弃常則妖興、故有妖。」

(32) 蓋寬饒・嚴助・楊惲の三人。皆『漢書』に傳有り。蓋寬饒は宣帝の時太中大夫から司隸校尉に拔擢された。人となり剛直高節で、貴戚高位の人も容赦なく厳しく取り締まっていた。が、刑法を重用し宦官を信任することをすることを諫める上奏をして大逆の罪に問われ自殺した。嚴助は會稽郡から賢良に挙げられ、対策が武帝に認められ中大夫に拔擢され、會稽太守、侍中となった。淮南王から賄賂を受け取り私的に交際し、淮南王の謀反に連座した。武帝は誅は避けようとしたが、廷尉張湯の議により棄市された。楊惲は丞相楊敞の子、母は司馬遷の娘。中郎將から光祿勳となり宣帝に親近されて事えた。財を輕んじ宗族に皆分配した。同僚に怨まれて告発され、免職になり庶民に落とされた。友人に宛てた憤懣を綴った手紙により、大逆無道の罪に問われ、腰斬に処された。三人の内、嚴助の刑死は言論に關わっていない。

〔訳〕

度遼將軍、安定の皇甫規字威明は、続けて大位に就いたので、引退して弟に譲ろうとし、何度か病氣を理由に引退したいと願い出たが許されなかった。たまたま友人の上郡太守王旻が死去したので、皇甫規は素縞の喪服を着て郷亭まで亡骸を迎えに行き、服喪に入つたと宣言し見送った。そして自分の食客に并州刺史胡芳へ「皇甫規が勝手に軍營を離れ、私事のために公務に背いたので、朝廷に奏上して下さい」と密告させた。胡芳は「皇甫規は引退して弟に譲りたいので、ことさらに暴露させているのだ。私は朝廷のために彼の功績と能力を惜しむ。こんな私家の計略を遂げさせないよ」と答えた。皇甫規は後に中郎將となり、并州・涼州・益州を監督した。ちょうどその時、党人の事件が起こり、皇甫規は自分に連座が及ぶのをおそれ、先回りして自ら「臣（わたくし）は以前に、元の太常張煥の才力が將帥の任にふさわしいと推薦しましたが、これは党派を組んだ事になります。又、臣が有罪となり左校に送られ徒役に服していた時に、太学生張鳳らが上書して臣を赦免するよう訴え運動しましたが、これは党人が臣に附いたことです。昔舟が顛覆し

そうになって恐怖の余り自分から水に身を投げた者がおりました。臣も何事もなくいられるか心配でたまりません、速やかに判決を下していただくほうがましです」と奏上した。

謹んで考究いたします。『詩經』鴉鳩の詩に「淑人君子は（鴉鳩が七つの子を平等に育てるように）その民を治める義に惑いははない。その民を治める義に惑いはないので、四方の国を治めることができる」とあり、世に伝わる（晏子の）語に「一心で百君に事えることができが、百心では一君に事えることもできない」といい、『論語』に「先生は温・良・恭・儉・讓の徳をもつておられたので、自分から求めなくても行く先々の邦から政事を相談された」とある。朝廷に事えては自分の家の事を忘れ、戦に出では自分の身を忘れるものだ。自分の身すら忘れるのだからまして弟などいうまでもない。今まさに俗を異にする匈奴が力を増して辺境に大きな害をもたらし、朝廷が百官をつらねて食事を取る時間もないほど働いているときに、皇甫規は將軍の任にある以上敵に当たって難を止めるのが義務であり、敵を誅伐しおえて

から慰勞されるべきなのに、一体どういう手柄を立てて度遼將軍の位をかるがるしく去ろうというのか。弟が実際に俊徳の人ならば、無位であることを気に病まないだろうし、唯の不才の人ならどんな官にも堪えられないだろう。それを無理に車輪を押すように推薦するのは、あるべき道を乱すことだ。孝武皇帝が驃騎將軍霍去病の為に邸宅を建ててやり、見るよう命じると、霍去病は「匈奴がまだ滅んでいないのに、家など何になりましょうか」と言った。外戚の末属とはいえ一介の武人である霍去病すら、なおこのように節操を高くあげ意志を強く掲げている。一方皇甫規は代々純儒の家の出身なのに武人にひけをとっていいものだろうか。おまけに党派を組んだと自分からわざわざ宣伝して、もし取り調べで証拠が出て罪が自分に連及したら、身は影も形も残らなくなってしまうだろう。無実なら何も気に病むこともない。「舟が顛覆しそうになって恐怖の余り自分から水に身を投げた者がおりましたが、臣も何事もなくいられるか心配でたまりません、速やかに判決を下していただくほうがましです」と言上したが、主上は幸い無罪とした。『尚書』

泰誓に「民の欲する所、天必ず之に従う」、(太甲に)「天禍いをなすも、なお免れるべし、自ら禍いをなせば逃れるべからず」ということばがある。人が忌み嫌う妖異は、その人の気炎が燃え上がって自分から招き寄せるものだ。蓋寛饒・嚴助・楊惲は、朝廷に輝かしい勲功をあげたものの、言論の過失のためみな極刑に伏したが、それによって主上の威厳が高められ、臣下の驕慢が抑えられた。皇甫規が弟の為を謀ったのは、私情である。辺境の前線を離脱したのは、姦悪である。故意に免官されようとしたのは、詐術である。舟の顛覆を畏れたのは、怠慢である。四つの罪が揃っているのだから、希み通り処刑するのがよかった。